

針を決定すること
所屬各組合及び聯合会は産業別乃至は地域の運動に適應する具體的方針及び日常闘争のメソッドを決定すること

結語 論議

今や我々の同盟は、決して内閣の緊縮政策によつて代表せられる資本階級の組織的攻勢の前と巔然として立ち、全労働階級の支持と利益を背景として一大斗争を遂行せんとする。我等の陣営は階級的大衆的結核であり、斗争の目標は労働階級の團結、罷業権、生活権の確立である。全同志よ、全労働大衆よ、斗争に輝く同盟旗高くか、前進せよ！

一、八時間労働及一週四十八時間制度を實施せよ、但し山嶺労働者の交替六時間一週三十六時間とせよ。二、最低賃銀制度を實施せよ。三、失業保険制度を即時實施せよ。四、幼年及婦人労働者の寄宿制度を改善せよ。五、自立的労働組合法其他完全なる労働立法を制定せよ。六、治安維持法治安警察法其他無存階級運動を壓制法令を撤廃せよ。七、又一万に全国の休業。八、日本大衆党の積極的支揚。九、全労働大衆は階級的大衆的統一戦線。十、殖民地被壓迫民族の解放並に無産階級の國際的提携。

昭和四年十月七日 日本労働組合同盟三回全國大會日

同盟會館建設に関する件

理由

東京地方聯合會提出

我々のあらゆる運動を發展せしめるに於て大切なは組織と統制である事は論を俟たない。此れが運用を敏活且つ迅速ならしめんには不可欠に完備された事務所の必要なる。前にも商會される所である。この運動の母体たる組合同盟本部が現在の如き事務所によつて一切の行動を統一し、整理せんとする事は全く困難である。寧ろその活動と事務能率を妨害するものあるを痛感す。

しかも運動が今日の如く全面的であり益々複雑、多様なるを加之する際、吾人は何等の行動の敏速を計る為め電話の特設も又必要欠くべからざるものである。斯る意味に於て本部の備家往いと寺の屋敷を廢し、組合同盟會館の使と計る事が急務なりと信じ本案を提出する所以なり。

實行方法

毎年二回(五月、十月)末に會館建設費として二回三十元以上と義務徴集する事
豫定期間 二年間
電話特設費は二面に義務徴集し一画十銭成るべく本年中に完了するやう努力可る